

## 公 示

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）の規定による漁業共済加入区の一部を、令和7年12月10日から次のように変更する。  
ただし、その共済責任期間の開始日が令和7年12月9日以前の日である共済契約については、なお従前の例によるものとする。

令和7年12月10日

香川県知事 池田豊人

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
法第104条第2号に掲げる漁業	
区域	区分
2号庵治区域（庵治漁業協同組合の地区）	1～10 略 11 いかなご込網又は餌料いわし込網漁業であって、才田の地区及び浜の地区で営む漁業  <u>12</u> いかなご込網又は餌料いわし込網漁業であって、谷の地区及び王の下の地区で営む漁業 <u>13</u> 魚込網漁業
	2号庵治区域（庵治漁業協同組合の地区）  <u>12</u> いかなご込網又は餌料いわし込網漁業であって、浜の地区で営む漁業 <u>13</u> いかなご込網又は餌料いわし込網漁業であって、谷の地区及び王の下の地区で営む漁業 <u>14</u> 魚込網漁業